

公益財団法人

檉の芽会 会報

特別号

奨学金制度のご案内



2020 No.48 特別号

あなたの夢、応援します。

檜の芽会は、経済的事由により修学が困難な学生に奨学金制度をもって支援し、将来社会にとって有用な人材を育成することを目的に、昭和36年に設立されました。

奨学生募集要項(概要)

応募書類や必要書類、また貸与内容の詳細は檜の芽会ウェブサイトをご覧ください。

ご家族或いはご親戚、知人家族の中に該当者がいらっしゃれば、檜の芽会をご紹介ください。

但し、採用優先枠はありませんので、ご承知おきください。

1. 応募資格

- 日本国内の大学(短大・大学院を含む)に在学中の者、又は今春大学(短大・大学院を含む)に入学する者。
- 高等専門学校4年、5年、専攻科に在学あるいは進学する者。
- 日本国籍を有する者で、海外の大学に在学或いは進学する者。専門学校は不可。
- 上記a.～c.のいずれかに適合する者で、学業・人物共に優秀かつ健康であって、経済的理由により学費の支弁が困難であるため、学業に支障がある者。即ち、家計の所得が学生支援機構第二種学資金の対象となる家計基準と同程度である者であること。学校・学部・学科・男女の区別はしない。

2. 採用予定人員

40名程度

3. 奨学金の重複

日本学生支援機構の奨学金との重複は認め、他の奨学会との重複は認めない。
但し、他の奨学会の奨学金が返還を要しない給付制度の場合はこの限りではない。

4. 貸与額

月額4万円。年間48万円を貸与交付する。また、毎年度4月と10月に書籍代としてそれぞれ1万円を給付する。

5. 返還の義務

貸与金は無利子で、元金のみ返還を要する。貸与終了後、規程に示す返還期間内に返還しなければならない。当財団では就職先による貸与金返還免除の制度はありません。貸与終了時に特に優秀であると認めた奨学生については、奨学金の一部の返還を免除することがあります。

6. 出願の手続き

檜の芽会ウェブサイトに掲載しています。 → <https://www.kashinomekai.or.jp/>

7. 応募の締切及び選考

願書受付 (例年) 1月初旬～4月初旬まで

*持参での応募書類の提出は受け付けません。 *採否の連絡は、5月下旬までに本人に文書で通知します。

8. その他

就職については拘束されない。ウェブサイト掲載のQ & Aを参照のこと。 → <https://www.kashinomekai.or.jp/faq/>

応募書類提出先／問い合わせ先

〒102-0073 東京都千代田区九段北四丁目3番1号 一口坂中央ビル

公益財団法人 檜の芽会・事務局長 山北 岳史

Tel. 03-3222-6481

e-mail: kashinomekai6482@jcity.maeda.co.jp



奨学金申請手続きの流れ

樫の芽会の奨学金申請手続きの流れです。

詳細は本パンフレットまたはウェブサイト (<https://www.kashinomekai.or.jp/about/>) の募集要項をご確認ください。



STEP 1 出願

応募書類の提出

持参での応募書類の提出は受け付けません。

- 1 奨学生願書
- 2 奨学生選考調書 当会指定用紙。
応募用紙はウェブサイトから入手できます。
➡ <https://www.kashinomekai.or.jp/about/>
- 3 成績証明書
- 4 写真 2 枚
- 5 レポート：テーマ『これからの学生生活に何を学ぶか』 1,000字程度

奨学生の募集期間は、毎年1月初旬から4月初旬の3ヶ月間です。詳細はウェブサイトをご確認ください。

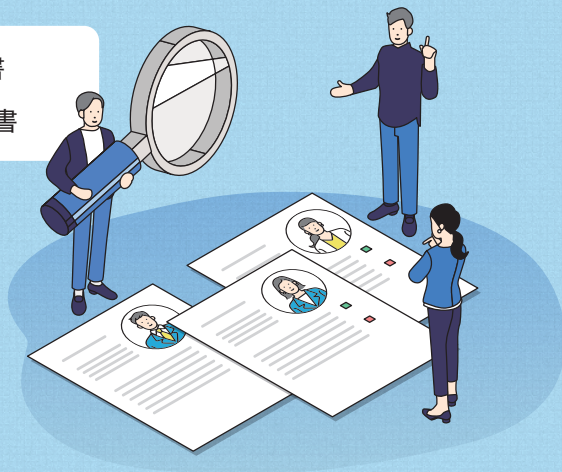
STEP 2 選考

樫の芽会選考委員会にて候補者を選考し、理事会にて決定

採否は5月下旬までに本人に文書で通知します。

採用通知書を受領したら期限までに必要書類を提出してください。

- 1 在学証明書
- 2 誓約書
- 3 ゆうちょ銀行口座設定報告書



STEP 3 貸与

毎月1ヶ月分ずつ貸与交付

毎年度4月と10月には書籍代としてそれぞれ1万円を給付します。

初年度は6月から貸与開始となり、4、5、6月分の貸与金と4月分書籍代の合計13万円を交付します。

奨学金申請時によくあるご質問

榎の芽会の奨学金についてよく寄せられるご質問にお答え致します。

また、ホームページにもQ&Aを掲載しております(<https://www.kashinomekai.or.jp/faq/>)。

その他のご質問などは、お気軽に榎の芽会事務局にお問い合わせください。

Q 榎の芽会の奨学金を受けようと思っ
ているのですが、他の奨学制度との併用受給は出来
ますでしょうか？

(独)日本学生支援機構との併用は認め他との併用は認めません。これは多額の奨学金を受けると卒業してからの返還が厳しくなるのを防ぐためです。但し他の奨学金が返還を要しない給付制度の場合はそれとの併用を認めます。



Q 奨学金貸与の申し込み時に
収入等の制限はありますか？

学生支援機構の第二種奨学金での家計基準を満たすことを一応の制限としておりますが、当会の設立趣旨である「経済的理由により、修学に困難がある学生に奨学資金を貸与する」という観点から、人物・学力・収入・家族構成・本人生活環境等を総合的に判定し奨学生を決定しております。そのため高収入者は結果的に選考順位が低くなります。



Q 提出書類に所得証明書が
ありましたが、どのような書類を提出する
のですか？

給与所得者の方は、会社等が発行する源泉徴収票の写し(手書きでなければ社印がなくても可)又は確定申告書の写しです。自営業、その他の方は、市町村が発行する最新の所得証明書或いは確定申告書の写しを提出ください。

Q 私の希望する大学は、旧帝大等のいわゆる一流校では
有りませんが、貸与していただけるのでしょうか？

勿論貸与の対象となります。当会の設立趣旨である「経済的理由により、修学に困難がある学生に奨学金を貸与する」という観点から、学識経験者で構成される公正な選考委員会における総合的な判定評価によって、奨学生が決定されます。



Q 奨学金募集の締め切りはいつですか？ また家計の急変により
緊急に貸与を希望したいのですが随時受付けていただけるのでしょうか？

募集期間は毎年1月初旬～4月上旬の約3ヶ月間です、これ以外の随時の受付は行っておりません。残念ながら災害等で家計が急変した場合に随時に対応する仕組みはございません。

Q 現在大学四年生で当会の奨学金を受けています。来春大学院に進みたいと思っております。奨学金は継続して受けられますか？

自動的に継続しての貸与は受けられません。新たに申請して審査の上貸与を受けることになります。

Q 在学中に留学を考えています、留学期間中も奨学金は継続して貸与を受けることができますか？

奨学金貸与規程では、休学中は奨学金停止となっています。その留学が休学して行われる場合は停止となります、留学が単位の認定がされる等、修学中であると認められる場合は継続して貸与できます。

Q 奨学金の返還方法について、お教えてください。

返還方法は、原則としてゆうちょ銀行口座からの自動引き落としになります。郵便局・ゆうちょ銀行備え付けの『自動払込利用申込書』に必要事項を記入押印して窓口へ届けることになります。貴方の作成した『返還申込書』をもとに、毎年3月・6月・9月・12月の10日に自動引き落としとなります。



Q 返還期間について、期限等はあるのでしょうか。

奨学金は無利子で元金のみを、交付終了時から6ヶ月経過後より返還を開始し、15年以内に返還を完了していただくこととしています。

交付期間が1～3年間の場合、交付期間の4倍以内に返還を終えることを目標とし、無理のない範囲で可能な限り早期の返還をお願いしています。返還計画は、奨学生各自で立てて頂きますが、期間内の最終年に一括返還というような無謀な計画はお受けできません。

Q 返還額について、ガイドライン的なものがあれば、お教えてください。

明確な指針はございませんが、無理のない計画的な返還をしていただきたいと思っております。額としては一月当たり1万円を目安として、ボーナスや昇給等も考慮して返還計画を立てていただければと存じます。

Q 奨学金の返還を免除する制度はありますか

卒業時(最短修業年限終了時)に特に優秀であると認めた奨学生については、奨学金の一部の返還を免除することがあります。



ウィズコロナ時代における檉の芽会を考える

これからのあるべき 「奨学金制度」とは

竹下さくら
ファイナンシャル・プランナー



半林 亨
檉の芽会 理事長



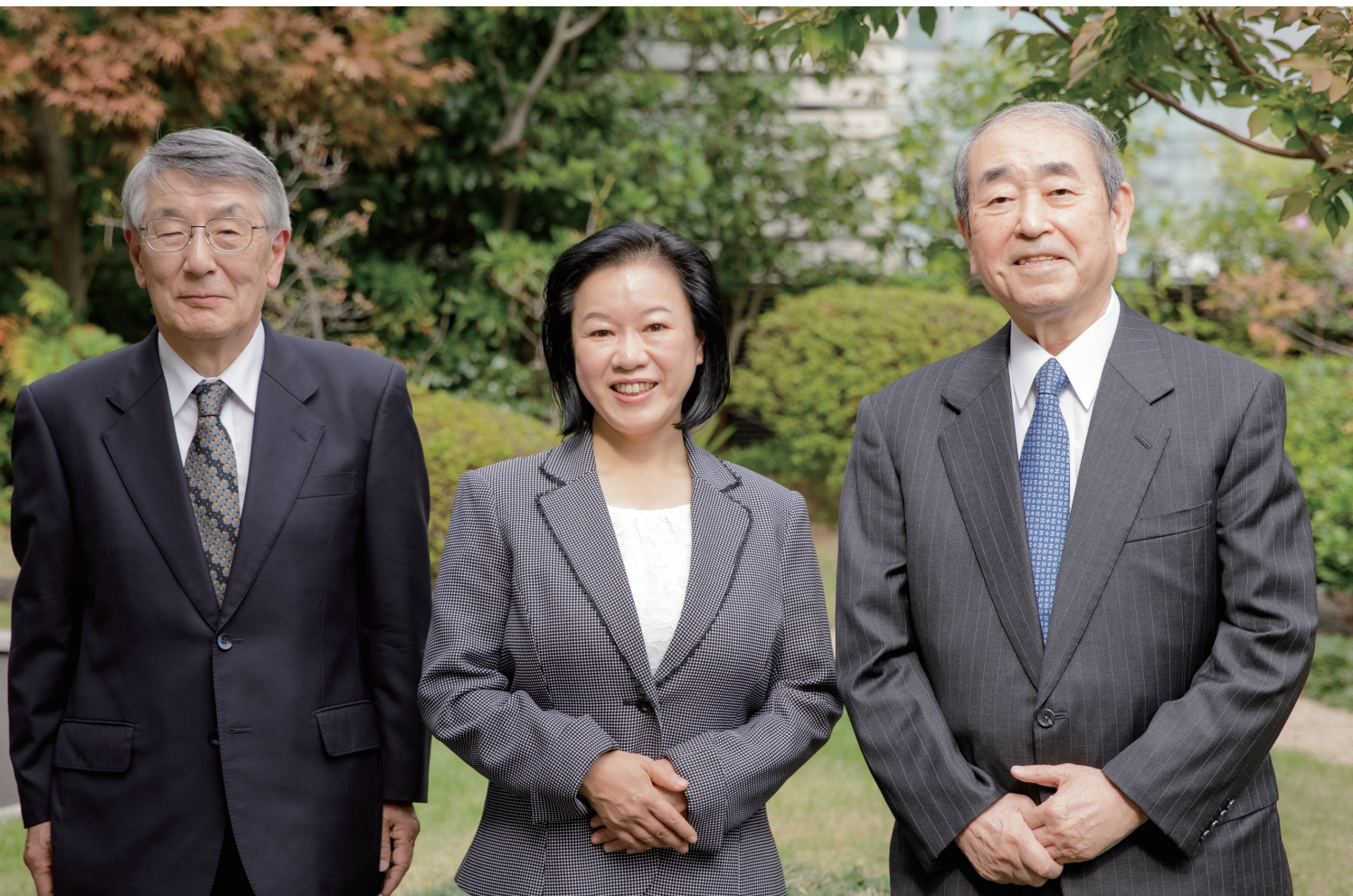
池上正人
檉の芽会 常務理事

昭和36年の設立以来、1,000名を超える学生に奨学援護を行い、社会に有用となる人材を育成してきた檉の芽会。これからも学生に寄り添った奨学金制度として育英奨学事業を継続していく考えですが、社会変化に伴い、さまざまな課題も見受けられます。特に今年は新型コロナウイルスの影響により、多くの学生が困難な状況に直面しました。

ウィズコロナ時代といわれる今、奨学事業を営む財団や奨学金制度はどうあるべきか？

そこで、奨学金制度に詳しいファイナンシャル・プランナーの竹下さくら様を招き、望まれる奨学金制度について意見交換していただきました。

左から、池上正人、竹下さくら、半林 亨



奨学生の励みになる仕組みを、表彰制度「樫の若木賞」

— 2021年3月には設立60周年を迎える樫の芽会ですが、まずはその歴史についてお聞かせいただけますか。

半林 そもそも樫の芽会は、高度経済成長を支えるための電源開発に奔走された北陸電力の故白石方亮常務と前田建設工業の故前田又兵衛社長が、育英奨学事業に対する強い熱意の現れとして、前田建設工業より一千万円の寄付を頂き設立されたものです。その後、お二人の私財並びに多くのご友人や財団関係者、さらにはご遺族などからも多大なご寄付を頂き、奨学財団としての基盤がつくられました。

樫の芽会の奨学金は月額4万円を貸与する無利子貸与型奨学金であり、これに加えて毎年4月と10月には図書費として1万円ずつ支給しています。この2万円は給付されるもので返還の義務はありません。毎年1月から4月初旬にかけて募集し、40名程度を選考。現在までに1,120名の学生に奨学金を貸与してきました。

池上 奨学生は卒業後、樫の芽会の会員となり、奨学生と会員の相互交流を担っていただきます。そのひとつが奨学生懇談会です。奨学生と会員の親睦を目的として、毎年7月頃に開催しています。例年、奨学生は50～70名が参加し、会員や役員、事務局の面々も30名ほど集まります。お互いの自己紹介に始まり、近況報告などをしてそれぞれ交流を深めます。和気藹々とした雰囲気懇談会ですね。

半林 2011年に設立50周年を迎えたことを記念して、「樫の若木賞」という表彰制度を設けました。樫の実であるドングリが芽吹き、大木をめざして成長していくように、第一歩を歩み始めた若者を祝福しようと、修学中あるいは卒業後に優秀な成績を上げた方や善行実



施者を表彰し、祝い金を贈呈しています。その授賞式を奨学生懇談会の場で行っています。

池上 こうした授賞式があると、奨学生にとっては「ぜひ今度は自分がとりたい！」と励みになるようですね。残念ながら2020年は新型コロナウイルスの影響で、奨学生懇談会は中止となり、「樫の若木賞」の受賞者も3名いましたが、授賞式だけは行いたいと、東京と京都でそれぞれ小規模ながら開催しました。



半林 私は東京の授賞式に参加したのですが、文化庁および(公社)日本演奏連盟主催のオーディションに合格したヴァイオリニストの方だったので、授賞式の後には演奏会もあり、見事な腕前を聞かせていただきました。

社会環境と意識の変化により奨学金の借りすぎ問題も

— 奨学金のおかげで、奨学生たちがそれぞれの道で活躍できるようになるのは喜ばしいことです。その一方で、奨学金にまつわる問題として学生の“借りすぎ(債務過多)”もあると聞きます。実際はどのようにしょうか？

竹下 ファイナンシャル・プランナーの仕事始めて20年余りが経ちますが、明らかに変わったのが、世の中のサラリーマン家庭からゆとりがなくなったということ。つまり、手取りが確実に減っていることです。手取り500万円世帯なら、30万円は減っているでしょう。社会保険料の負担が段階的に増えるなか、介護保険も始まり、消費税も導入。当初は3%だったのがいまや10%です。そうしたなかで教育費をどう捻出するか？ 悩んだ挙げ句に、奨学金を借りることを考える親御さんが増えています。

学生さんのほうも、周囲に奨学金を借りている人が多く、借りやすい雰囲気があるので、「じゃあ、自分も借りよう」ということになる。その結果、いずれ返還しなくてはならないという自覚はあっても、「みんなが借りているから大丈夫だろう」と思って借りすぎてしまい、社会に出てから返済に困っている人が実に多いですね。

池上 樫の芽会ではそうした借りすぎを防ぐために、応募の条件として、給付型の奨学金との併願はできませんが、日本学生支援機構の奨学金以外の貸与型の奨学金とは併願できないようにしています。

竹下 それは大事なことだと思います。

半林 私もかつて奨学金を借りた一人です。今から65年前、昭和30年の話です。当時、国立大学の入学金は400円、授業料は年間6,000円でした。日本育英会から貸与され、奨学金とはいわずに育英資金と呼ばれていました。その名が示すとおり、英才を育てることを目的としたもので、幅広く困っている人にお金を出すという制度ではなかったと思っています。ただ、その考え方に批判もありました。その後、育英資金から奨学金に呼び名も変わったようですが…。

竹下 はい。2004年に日本育英会から日本学生支援機構に改編されてから明確に、呼び名が変わりました

が、奨学金という名の“借金”なので、個人的には呼び名が変わった弊害は大きいと感じています。「がんばれ！」という応援のお金だから、「もらえるのではないか？」と錯覚する雰囲気がありますから。実際、日本育英会時代には教師になれば返還は免除という制度もありました。

思うに、日本育英会が設立された当時は、優秀な人材を育てるために大学に進む人を支援するお金として位置づけられていたのが、今は四年制の大学を出るのが当たり前になり、奨学金が本来の目的から外れてきているのではないのでしょうか。とりあえずみんなが大学に行くから行く。自分が何を学びたいのか、はっきりしていないまま大学に入る。そして、みんなが利用しているから自分も奨学金を使う。そう考える人が多いので、生き方や学び方を改めて考えなくてはならない時代になってきていると思いますね。

池上 それは同感です。近年気になるのが、日本の科学研究の水準や科学技術力の低下です。日本の、自然科学のトップジャーナルへの発表論文数は、10年前は、アメリカ、イギリス、中国、ドイツに次いで4位でしたが、最近では、アメリカ、中国、イギリス、ドイツ、イタリア、オーストラリア、フランス、カナダ、日本と9位に落ちています。どこの国でも研究開発人材の基礎となる博士号取得者は重要な人材です。近年の博士号取得者数をみまると、イギリス、ドイツ、アメリカ、フランスなどでは増加していますが、日本だけが減る傾向にあります。博士課程に進むと就職が難しいという問題がありますが、実は奨学金もネックになっているのではないのでしょうか。学部から博士課程に進んで7年間奨学金を借りると、1,000万円近くになりますから。そうすると、博士課程をあきらめて、就職しようと思うのも無理はない。研究者になりたい



竹下 さくら (たけした さくら)

ファイナンシャル・プランナー (CFP)、1級ファイナンシャル・プランニング技能士。千葉商科大学大学院MBA課程(会計ファイナンス研究科)客員教授。兵庫県神戸市生まれ。慶應義塾大学商学部にて保険学を専攻。損害保険会社、生命保険会社勤務を経て、1998年にFPとして独立、現在に至る。「なごみFP事務所」にて主に個人のコンサルティングを主軸に、講演・執筆活動を行っている。二児の母。

『「奨学金」を借りる前にゼンタイ読んでおく本』(青春出版社)、『「教育費をどうしようかな」と思ったときにまず読む本』(日本経済新聞出版)など著書多数。



半林 亨 (はんばやし とおる)

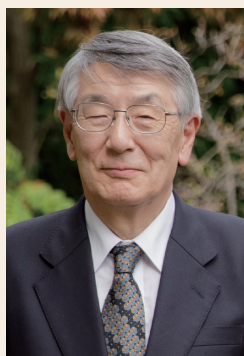
2017～2020年、樫の芽会評議員。2020年3月より理事長に就任。1959年3月、大阪外国語大学(現：大阪大学外国語学部)卒業後、日綿實業株式会社(現：双日株式会社)入社。2000年10月、ニチメン株式会社(現：双日株式会社)代表取締役社長に就任。2003年4月、双日ホールディングス株式会社(現：双日株式会社)代表取締役会長に就任。2005年11月より株式会社ファーストリテイリング社外取締役役に。2007年6月、前田建設工業株式会社 社外取締役役に就任、2017年6月には顧問(現：社友)に就任。

と思っている若者を取り巻く厳しい環境の一端が浮かび上がります。

竹下 そうですね。特に理系は引く手あまたですから、大学院に進むかどうかで悩む学生さんは多いですね。でも、海外では博士課程に進んでようやく認めるような土壌があります。真剣に学んでやる気のある人には学費も出すし、生活滞在費も出しています。日本では、学部生に貸与するのがほとんどですが、博士課程ですばらしい人材を育てるためにこそ、奨学金は使われるべきだと思うのですが…。

池上 私は、オーストラリアのアデレード大学に世界的に有名な先生がおられたので、その先生のもとで研究したいと思い、アデレード大学・大学院博士課程に進学しました。博士課程在学中はオーストラリアから学費や生活滞在費が支給されていました。ドイツでは博士課程の大学院生に授業料がなく、給料が支払われています。オランダでも博士課程の大学院生に給料が支払われています。フランスでは博士課程の大学院生に国の契約職員と同じ生活費が支払われていると聞いています。日本の博士課程の大学院生には学術振興会特別研究員制度がありますが、採用率は低いです。日本は高等教育に対する公的支援が、他の国に比べて少ないのではないのでしょうか？ OECD加盟国の中で下位から2番目の低さだといわれていますが。

竹下 確かに少ないと思います。2020年4月に進学・進級する学生から対象者が広がった日本学生支援機構による給付型奨学金もどちらかといえば福祉に近いような位置づけで、優秀な人材に渡すというものではないように感じられます。住民税非課税という条件を満たせば、学校長の推薦だけで採用される可能性が高いので。借りすぎて困っている人が増えている状況も、解決の糸口が見えないだけに悩ましいですね。



池上 正人 (いけがみ まさと)

1997年～2020年、樫の芽会選考委員。2006年～2020年、理事に就任。2009年より常務理事に就任。1972年3月、大阪府立大学大学院農業研究科修士課程修了。1975年11月、アデレード大学大学院農学研究科 博士課程修了(Ph.D.)。1977年8月、カリフォルニア大学バークレイ校 客員研究員。1979年4月、イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校 客員研究員。1989年4月、東京農業大学大学院農学研究科 教授。2002年3月、東北大学大学院農学研究科 教授。2010年4月東北大学名誉教授。2015年4月～2019年3月、日本バイオ技術教育学会 理事長、2019年4月 同顧問。



ライフプランを考慮した 学生へのマネー教育が必要

——奨学金の借りすぎ問題は、社会に出る前に“多額の借金”を背負うという事態を招いています。どう返還していくか？ 奨学生はもちろん、貸与する側にも解決策が求められています。

竹下 こちらの樫の芽会では返還期間を15年と定め、自分自身で返還金額を設定できる場所がいいですね。毎月必ず一定の金額を返さなくてはならないというのではなく、苦しい時には減らすことができ、ゆとりが出てきたら増やすこともできる。このやり方が一番いいのではないのでしょうか。

半林 ありがとうございます。当会では貸与金は無利子であり、原則15年以内と定めているものの、返還に関しては柔軟に対応しています。また、特に優秀であると認められた奨学生については、奨学金の一部の返還を免除する制度もあります。

池上 返還といえば、日本学生支援機構では2017年から所得連動返還型奨学金制度を始めていますが、これはどうなんですか？

竹下 奨学生の所得に応じて返還月額が決まる仕組みで、無理なく返還ができるよう設けられた制度ですね。所得が低ければ、月々2,000円からの返還でも大丈夫というものですが、これは第一種奨学金の方しか選ばれません。第二種奨学金の方は定額返還方式で、一度決めたら原則、変更はできません。こうした情報がきちんと行き渡っていないため、後になって苦しい思いをする人が少なくありません。

池上 奨学生が卒業後年収が低いままですと、月々の返還額は軽減されますが、返還しなければならぬ奨学金の総額は変わりません。そのため返還期間が大幅



に長くなってしまいます。場合によっては定年過ぎまで返還が続くこともあり得ます。外国では、すでにイギリス、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカなどでは所得連動返還型奨学金制度が導入されていますが、返還期間が最長返還期間である20～30年を過ぎると、その時点で債務残額がすべて免除されます。このような制度であれば、将来の所得がどうなるか不安であっても、学生は奨学金を借りて進学できるでしょう。

半林 私の場合、繰上返還をして8年で全額を返還しました。決して楽なことではありませんでしたが、完済したときは感謝状みたいなものをもらったかな。個人的には、貸与型の奨学金はどんな理由があるにせよ、返還すべきと思っています。当会には15年を過ぎても毎月少しずつ返還している方がいますが、立派だと思いますね。低所得者の方には返済免除という考え方も一部にあるのを承知しております。各々様々な事情があるかとは思いますが、借りたものは多少時間がかかっても感謝の念を込めて返還していくという社会人としての基本的な倫理観を若い頃からもつべきと思っています。

竹下 住宅ローンでもそうなのですが、本人がいくら

まで借りて大丈夫なのかということ判断する方法もわからないまま借りていることに問題があると思います。本人が判断できるようにマネー教育をどこかで行う必要があるでしょう。大学でも教えないし、社会に出ても教えない。それなのに、自己責任と本人に押しつけるのは厳しすぎます。貸す側も借りすぎないように工夫してあげることが必要だと思いますね。

半林 確かにマネー教育を受けることなく、理解しないまま奨学金を借りるのはよろしくないですね。

竹下 最近では、親が仕送りの原資として、子どもの名前で勝手に奨学金の手続きをして、借りているケースが少なくありません。「あなたの仕送りに使ったから返還してね」と突然言われても、子どもには自覚がありません。そこを責めるのは難しいですね。

池上 今も昔も大学生の一部には親に頼りすぎている学生もいるんじゃないかな。当会でも、手続き上、学生本人が申請してきていると思っていますが、その後の諸連絡や提出物に明らかに親が積極的に介入していることが分かるケースもあるようです。子どもの自立のためにも、親も子どもの成長に合わせて考える必要があるかもしれませんね。

竹下 実際に返還している方から相談を受けるのですが、こちらの奨学金のように無利子の場合、繰上返還しなくてもいいのではないかと考えている人が意外に多いことに驚かされます。奨学金は早く返したほうがいい。借金を背負っていることがどれだけ精神上良くないか。返してしまえば、気持ちが解き放たれるから早く返しなさいと必ず話しています。

最近顕著なのが、お金がないから結婚できないというご相談です。返還に充てなくてならないから、結婚資金を貯められない。結婚相手に奨学金を抱えていることを

言えない。住宅ローンを借りようと思っても、奨学金の残高がネックになって十分に借りられない。そんな悩みが実に多い。“その時”にならないと、原因が奨学金にあることに気づかない。奨学金をだらだらと抱えていることは、その人のライフプランを大幅に狂わせてしまうのです。

借りたお金を返還という形で次の世代に回していくことの大



事さを、最初はわかっている、だんだん忘れていってしまうのです。将来を見据えて金融商品に手を出すくらいなら、奨学金を早く返したほうがいい。こうしたことを伝える機会があればいいのですが…。

半林 私が繰上返還できたのも、母親にせかされたからです。父が戦死して、母一人子一人の生活は苦しかった。そんな時に国に助けてもらったのだから、早く返しなさいと母に尻をたたかれた記憶があります。そういう気持ちが、今の日本では薄れているのかもしれないですね。



池上 我々の世代は、奨学金は借金という認識がありました。アメリカに留学してみてわかったのですが、アメリカの大学生は自分で奨学金を申請し、自分で教育ローンを組んだりして、それらを学資としています。親からの経済的援助はないとのこと。これには驚かされました。小さな時から学校でマネー教育が行われており、ローンのことも勉強したりしているのでしょうか。日本でも竹下先生のおっしゃるように、マネー学を学生たちに学ばせることが必要ですね。

竹下 繰上返還すると、確実にその人の自信につながるんです。しかし、途中で返せなくなって踏み倒すと、今後の生き方に大きな影響を及ぼします。後ろ向きな生き方になる可能性もあるので、自分で借りて、ちゃんと返せる力を身につけてもらえたらと思います。そういう意味でも、樫の芽会のように、「給付型奨学金の併用はできるけれど、日本学生支援機構以外の貸与型奨学金との併用は認めない」というのは借りすぎを防ぐ上で有効な奨学金であり、これがスタンダードになればいいと思いますね。

最近、奨学金を返している20代の家計を何人か見たのですが、800万円など平気で借りています。日本学生支援機構の第一種と第二種を併用し、大学院まで行

けばそのくらいの額になるのは当然。その借金を20年で返していくとなると、月々の負担が大変。先行き不透明の時代で、どこかでつまずいてしまったら、と考えると心配です。借りすぎを止める方法をみんなで考えていかないと。もはやそういうところまで来ていると思います。

コロナ禍で助けとなった 緊急支援金と図書費の支給

— 先行き不透明の時代といわれて久しいですが、2020年は新型コロナウイルスの影響により世の中は激変。学生たちの“学ぶ機会”も失われかけました。

半林 樫の芽会では、4月に緊急事態宣言が発令された後、急遽役員間で話し合い、当会の奨学生に一律10万円を5月に支給することを決めました。この10万円は、将来返還が不要な給付としました。学校も閉鎖され、アルバイトも制限され、奨学生たちも先行きが見通せず、相当不安だったと思います。国の給付金より早く支給したことで、ご本人や親御さんからも大変感謝され、お礼の手紙やメールをたくさん頂きました。

竹下 すばらしい対応だったと思います。お金の不安があると、学ぶことに対する不安、それこそ学生をやめなくてはならないのではないかという不安もあります。政府よりも早い時期に、しかも1年生にも出されたというのは画期的。政府も緊急の支援金を出していますが、アルバイトで生活費を賄っていた人への補填という位置づけなので、2年生以上でないで支給されず、1年生は対象外。しかし、樫の芽会では1年生にもすべからず支給されたと聞き驚きました。

また、樫の芽会独自の取り組みである図書費の支給も、学生たちの助けになったと思います。コロナ禍で自治体の図書館も大学の図書館も閉まってしまい、卒論を書くにも文献を全く見られない状況が続きました。ネット通販で取り寄せざるを得ず、お金が飛ぶように出ていくという声も聞かれましたから。

半林 一部の学校でも、いろいろと救済策を考えて実施していると聞いていますが…。

竹下 ごく一部ですね。コロナ禍でオンライン授業が当たり前になりましたが、授業を受けるにはパソコンが必要です。画面で見ただけではなく、資料をダウンロードして出力するプリンターもいる。プリンターの



インクもすぐなくなる。紙も必要。我が家にも大学生2人がいるのでわかるのですが、オンライン授業はランニングコストがかかるんです。でも、授業料は下がらない(笑)。生活費をアルバイトで賄っている学生は本当に大変です。そういう人たちに向けて何らかの支援をしている大学はごく一部です。

池上 私もオンライン授業を行っていますが、今までの講義よりも準備に時間がかかります(笑)。なにより問題なのは、理系では実験や実習など重要な体験学習ができなくなり、学生の能力低下が懸念されます。前期では、教員が実験・実習を行って、その動画を配信していましたが、オンラインで教員の実験・実習をみても、実際に手を動かさないと身につけません。後期になって、少しは対面授業もやるようになってきましたが、受講生の多い大学では3密を避け対面授業や実験・実習を行うのは難しいです。

半林 そうなると、学力は落ちませんか？ 私が懸念しているのは、日本の科学技術のレベルが落ちてきていること。先述したように育英制度から奨学制度に変わりましたが、奨学とは「学問や学術研究を奨励する」という意味であって、「育英」とはちょっと意味が違う。コロナの影響によって、奨学金が本来の目的ではなく、生活面での支援になってしまうと、レベルの低

下を挽回できないのではないかと気がかりです。生活面もちろん大事ですが、同時に本来の「奨学」という意味の、学業のレベルも落ちないようにしていくことも大事です。

池上 そのとおりです。先ほどお話ししましたように、イギリス、ドイツ、アメリカ、フランスなどでは博士号取得者は年々増えていますが、日本では減少しています。そういうところにも目を向けていかないと。海外では博士号を取得すると企業にも就職し、企業側もそうした人材を求めています。日本はそうじゃない。博士課程を修了して3年半たっても半数は大学や公的機関での任期制雇用という厳しい実態にあります。任期制雇用の人の60%は、大学や研究機関で研究者として安定的なポジションを得たいとのこと。欧米のように企業の研究開発部門への就職をいかに増やすかです。今後は博士号取得後のキャリア形成についても考えていく必要があるでしょう。

竹下 それで結局、海外に人材が流れていくんですね。

池上 海外と日本では大学院博士課程のカリキュラムも違います。それも含めて大きな課題ですね。当会では、学生の借りすぎに留意しながらも博士課程へ進んだ学生も奨学生に応募可能ですし、博士号取得者には先ほどご紹介した「樫の若木賞」を与えて表彰しています。是非、どんどんチャレンジしていただきたい。

人と時代に寄り添った 奨学財団であるために

——奨学金に関連する課題の解決には、社会全体で取り組む必要がありそうです。そうしたなか、樫の芽会は育英奨学事業をどのように継続していくべきと考えますか。

半林 奨学生の選考にはこれまで以上に吟味してやっていく必要があるでしょう。実際には選考委員の方々や事務局にお願いすることになりますが、当会の理事長として全面的にバックアップしていきたいと考えています。

コロナ禍が今後も続くのであれば、世の中のいろいろな前提条件が変わってくると思います。入学試験や社会環境が変わるのなら、選考方法も従来どおりでいいのかどうか。募集方法も合わせて検討していく必要があります。きめ細かい対応が求められるでしょう。



池上 そうですね。それには、学ぶ意欲があり、本当に奨学金を必要としている人に応募してもらえるように、檜の芽会のことを多くの人たちに知ってもらうことも大切です。高校の先生方にももっとアピールしていくことも必要かもしれませんね。



半林 まったく同感です。

本当に必要な人に貸与できるような選考方法を考えていかなければなりません。最近、当会の事務局ではツイッターを始めたのですが、これも高校生に向けた認知拡大の取り組みのひとつ。ツイッターで検索する若者は多いので、「#無利子貸与型」と入れて情報発信しています。

竹下 先ほど親御さんが奨学金を申し込んでくるパターンと、学生本人が申し込んでくるパターンがあるという話をしましたが、本人の本気度を調べるのであれば、志望動機を見るのが一番です。学びたいことを学ぶために、どう奨学金を生かすのか。真剣であればあるほど、しっかりと書かれてあるものです。その場合、学ぶために最低限必要な金額も見えているので、むやみに借りすぎて返還できなくなったという無責任なことも起きないでしょう。借りすぎを防ぐという意味においても、志望動機はしっかりと聞いたほうがよいと思いますね。

半林 これからも、本当に必要で頑張っている方に奨学金を貸与し、その方の夢が叶い、社会に貢献する檜の大木となるよう、その若い力を応援する奨学団体を目指して参ります。

—— 本日は貴重なご意見とアドバイスをどうもありがとうございました。

この座談会は2020年10月に実施されました。



檉の芽会 奨学金貸与規程

[承認/H21.10.1 改定/H23.5.14 改定/H24.3.22 改定/H26.3.18] *最新の規程は、本会ウェブサイトを確認、または事務局までお問い合わせください。

目的

第1条 公益財団法人檉の芽会の奨学金貸与は、定款第4条第3項の定めに基づき、この「奨学金貸与規程」によるものとする。

奨学生、奨学金、会員

第2条 本会での奨学生、奨学金、会員は下記のものをいう。

- (1)本会は、優秀な学生であって経済的理由により修学困難なものに対して学資を貸与する。
- (2)本会から学資の貸与を受けている者を奨学生といい、その学資を奨学金という。
- (3)本会から学資の貸与を受け、貸与期間が終了した者を会員という。

奨学生の資格

第3条 本会の奨学生となるものは、次の各号に示す学校に在学し、学業・人物ともに優秀かつ健康であって学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

- (1)日本国内の大学(短期大学・大学院を含む)に在学するもの
 - (2)高等専門学校4年、5年、専攻科に在学するもの
 - (3)日本国籍を有するもので、海外の大学および大学院に在学するもの。専門学校は不可
- 2 前年度において貸与期間が終了し、かつ学部学生であった者の中で、就職予定であったがやむを得ず未定となり当年度大学に籍を有し、主として就職活動を行う者で、本人から申請があり、理事会で認めた者は特例奨学生として奨学生の資格を当該年度のみ有する。

奨学金額および貸与期間

第4条 奨学金は月額4万円とする。ただし、毎学年度4月と10月に、留年者・休学者を除く奨学生に、書籍代としてそれぞれ1万円を加算する。

- 2 奨学金の貸与期間は奨学生に採用した時からその者の在学する大学の最短修業年限の終期までとする。ただし留年者・休学者は支給を停止するものとする。
- 3 奨学金額は、理事から要請があった場合には、定時の理事会にて見直すことができる。
- 4 前条第2項に該当する者には、奨学金月額2万円を1年間貸与する。延長は認めない。

奨学生採用方法

第5条 奨学生希望者は、連帯保証人と連署した本会あての「奨学生願書(第1号様式)」「奨学生選考調書(第2号様式)」学校長の推薦書、成績証明書、健康診断書、写真及びテーマ論文を、事務局へ提出し、選考委員会の選考を経て理事会において決定するものとする。

- 2 連帯保証人は、本人が未成年の場合はその保護者(親権を行なう者、また後見人をいう)、成年者の場合は、父母兄弟またはこれに代る者でなければならない。

奨学金の交付

第6条 奨学金は、毎月1カ月分ずつ交付することを常例とするも、特別の事情がある時は、2カ月分以上合わせて交付することができる。

進級及び生活状況の報告

第7条 奨学生は、毎年の「進級及び生活状況報告書」及び「新年度の進級を明記した証明書」を毎年指定の日までに、本会あてに提出しなければならない。

奨学生ならびに会員の異動届け出

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、連帯保証人と連署のうえ、ただちに本会に届け出なければならない。

- (1)休学、復学、転学または退学したとき。
 - (2)停学、その他の処分を受けたとき。
 - (3)連帯保証人を変更したとき。
 - (4)本人、または連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき。
- 2 会員は、前項の3号および4号に該当する場合は、ただちに本会に届け出なければならない。

奨学金の廃止

第9条 奨学生が、次の各号に該当する場合には奨学金を辞退したものとみなし、奨学金の交付を廃止することができる。

- (1)奨学生が退学または6カ月以上にわたって欠席したとき。
- (2)奨学生が停学処分または学生として不適当な行為をしたとき。
- (3)奨学生が奨学金を辞退したとき。
- (4)奨学生の留年期間が継続して2年目に入ったとき。
- (5)その他、第3条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

奨学金借用証書の提出

第10条 奨学生が、奨学金の交付期間が終了した場合、在学中貸与を受けた奨学金の金額について連帯保証人と連署のうえ、「奨学金借用証書(別紙第3号様式)」及び「奨学金返還計画書(別紙第4号様式)」を本会に提出しなければならない。

- 2 連帯保証人は本人が未成年の場合はその保護者(親権を行う者また後見人をいう)、成年者の場合は父母兄弟またはこれに代る者でなければならない。

奨学金の返還

第11条 会員は奨学金の交付を終了した月の翌月から起算して6カ月を経過した後、15年以内に奨学金を返還しなければならない。ただし、第4条第1項に規定した書籍代は返還を要しない。

- 2 奨学生または、会員が死亡または心身の障害の為、その奨学金の返還未済額の全部または一部について返還不能となった時は、理事会の議決を経て、その全部または、一部の返還を免除することがある。
- 3 学業成績や部活動その他の実績について特に成績優秀であると理事会で認めた奨学生について、貸与した奨学金の一部の返還を免除することがある。

規程の改廃

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 本規程に定めなき事項ならびに本規程運営上疑点を生じた場合には、理事の過半数以上の意見を聴取して、理事長はこれを運営するとともに、その後の最初の定時理事会で、規程の改定等について審議するものとする。
- 2 この奨学金貸与規程は、平成26年3月18日から施行する。

檜の芽会の概要

令和3年10月1日現在

所在地：東京都千代田区九段北四丁目3番1号 一口坂中央ビル

設立：昭和36年3月24日
平成21年10月1日 公益財団法人に移行

設立の趣意：(財)檜の芽会は、初代会長 故前田又兵衛(前田建設工業(株)初代社長)と初代理事長 故白石方亮(北陸電力(株)元常務取締役)お二人の育英奨学事業に対する強いご熱意の現れとして創立された。

目的：この財団は、一般子弟のうち学術優秀、品行方正、身体強健であって経済的事由により修学が困難な者に対し、奨学援助を行ない、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

事業内容：(1)学資金の貸与 (2)成績優秀者・善行顕著者の表彰 (3)会報の発行

資産・会計：設立当初、前田建設工業株式会社から寄付されました1千万円を基金とし、寄付金・配当金・利息・その他の収入をもって運営する。

正味財産：令和3年3月31日現在 約28億6,590万円

会の構成：役員・会員・奨学生で構成されています。奨学生は卒業後会員として、相互間の交流に加わっていただきます。

奨学金：月額 4万円貸与、毎年4月と10月に各1万円給付(返還不要)。

会員：令和3年10月現在 1,151名(物故者、奨学生含む)

奨学生：令和3年10月現在 121名

役員一覧 (五十音順・敬称略)

会長	小村 武 (公財)資本市場振興財団理事長	
評議員	佐藤 禎一 元ユネスコ大使 沼田 典明 北陸電力(株)理事・東京支社長 伴 襄 (一社)建設広報協会 会長	谷下 一夫 (一社)日本医工ものづくりコモンズ理事長 林 貞行 元駐英大使
監事	佐藤 裕治 佐藤裕治税理士事務所 公認会計士	田原 悟 前田建設工業(株)常務執行役員
理事	理事長 半林 亨 (株)ファーストリテイリング社外取締役 常務理事 池上 正人 東北大学名誉教授 江上 節子 武蔵大学名誉教授 栢原 英郎 学校法人草苑学園副理事長 松村 秀一 東京大学大学院工学系研究科特任教授	小原 好一 前田建設工業(株)顧問 西川 博隆 前田道路(株)取締役会長
選考委員	選考委員長 村野健太郎 元国立環境研究所酸性雨研究チーム総合研究官 池上 正人 東北大学名誉教授 (前掲) 吉野 輝雄 国際基督教大学名誉教授	永田 和之 産業技術総合研究所 主任研究員
顧問	青山 博之 東京大学名誉教授 古川貞二郎 元内閣官房副長官 山田 圭藏 元北陸電力(株)代表取締役会長	福田 優 元福井大学学長 前田又兵衛 前田建設工業(株)前取締役名誉会長

詳しい情報、お問い合わせは

公益財団法人 **檜の芽会**
<https://www.kashinomekai.or.jp/>

〒102-0073
東京都千代田区九段北四丁目3番1号 一口坂中央ビル
Tel. 03-3222-6481
e-mail: kashinomekai6482@jcity.maeda.co.jp





公益財団法人 **檜の芽会**

〒102-0073 東京都千代田区九段北四丁目3番1号 一口坂中央ビル
公益財団法人 檜の芽会・事務局長 山北 岳史

Tel. 03-3222-6481

e-mail: kashinomekai6482@jcity.maeda.co.jp

<https://www.kashinomekai.or.jp/>

